

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正

一 定義

「農林水産物・食品輸出促進団体」とは、農林水産物又は食品の輸出の促進を図ることを目的として農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が組織する団体をいうものとする事。

(第二条関係)

二 基本方針

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針（七の六）において「基本方針」という。）に定める事項に、次に掲げる事項を加えるものとする事。

(一) 農林水産物・食品輸出促進団体の支援に関する基本的な事項

(二) 同等性の承認を得るための施策、日本農林規格を国際標準とすることに關する施策その他の農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な規格の整備並びにその普及及び活用の促進に關する基本

的な事項

(三) 輸出先国と相互に特定農林水産物等の名称の保護を図ることその他の農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な知的財産の保護及び活用に関する基本的な事項
(第十条第二項関係)

三 国の責務

国は、農林水産物・食品輸出促進団体が行う農林水産物及び食品の輸出の促進のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

(第十一条第三項関係)

四 輸出証明書の発行

登録発行機関は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、登録発行機関が輸出証明書を発行するよう求められている場合であつて、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、輸出証明書を発行することができるものとする。

(第十五条第三項関係)

五 登録発行機関

(一) 登録発行機関の登録を受けようとする者は、主務大臣に登録の申請をしなければならないものと

し、主務大臣は、登録の申請をした者が輸出証明書の発行を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること等の要件に適合しているときは、その登録をしなければならぬものとする。

(第十八条及び第二十条関係)

(二) その他登録発行機関の業務について所要の規定を定めるものとする。

(第二十二條から第三十三條まで関係)

六 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

(一) 輸出事業計画には、輸出事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができ、きるものとする。

1 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

2 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

3 その他農林水産省令で定める事項

(第三十七條第三項関係)

(二) 農林水産大臣は、(一)の1から3までに掲げる事項(農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている輸出事業計画について認定をしよ

うとするときは、当該事項について、都道府県知事（指定市町村の区域内の土地に係るもの）にあっては、指定市町村の長）に協議し、その同意を得なければならないものとする。

（第三十七条第七項関係）

（三） 農地法の特例

認定輸出事業者が認定輸出事業計画（一）の1から3までに掲げる事項が記載されているものに限る。）に従って（一）の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には農地法第四条第一項の許可があつたものとみなし、農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするため所有権等を取得する場合には同法第五条第一項の許可があつたものとみなすものとする。

（第三十九条関係）

（四） 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例

食品等流通合理化促進機構は、認定輸出事業に必要な資金の借入れに係る債務保証等を行うことができるものとする。

（第四十条関係）

（五） 株式会社日本政策金融公庫法の特例

1 株式会社日本政策金融公庫は、認定輸出事業を実施するために必要な資金の貸付けを行うことができるものとする。 (第四十一条関係)

2 株式会社日本政策金融公庫は、海外において認定輸出事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務保証を行うことができるものとする。 (第四十二条関係)

七 認定農林水産物・食品輸出促進団体

(一) 主務大臣は、農林水産物・食品輸出促進団体であつて、(六)の1から5までに掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、(二)及び(三)に規定する業務（以下「輸出促進業務」という。）を行う者として認定することができるものとする。 (第四十三条第一項関係)

(二) (一)の認定を受けた者（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

1 輸出先国の市場、輸入条件その他の農林水産物又は食品の輸出を促進するために必要な事項に関する調査研究

2 商談会への参加、広報宣伝その他の農林水産物又は食品の輸出先国における需要の開拓

3 農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者に対する必要な情報の提供及び助言

(第四十三條第二項關係)

(三) 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、(二)の1から3までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができるものとする。

1 農林水産物又は食品の品質又は包装についての規格その他の農林水産物又は食品の輸出を促進するために必要な規格の策定

2 農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者の同意を得て、当該農林水産物又は食品の生産量等に応じた拠出金を收受し、当該拠出金を当該農林水産物又は食品の輸出の促進のために必要な環境の整備に充てる仕組みの構築及び運用

(第四十三條第三項關係)

(四) (一)の認定を受けようとする農林水産物・食品輸出促進団体は、当該団体の名称等、輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類等を記載した申請書(五及び六)において「申請書」という。を主務大臣に提出しなければならないものとする。

(第四十三條第四項關係)

(五) 申請書には、その申請に係る輸出促進業務に関する規程(六)において「業務規程」という。)を添

付しなければならないものとする事。

(第四十三條第五項關係)

(六) 主務大臣は、(一)の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る農林水産物・食品輸出促進団体について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする事。

1 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切である事。

2 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しない事。

3 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものである事。

イ 農林水産物又は食品の輸出の拡大に資するものである事。

ロ 農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程における事業者（農林水産物又は食品の輸出のための取組を行うものに限る。）との緊密な連携が確保されている事。

ハ 輸出促進業務の対象を特定の地域で生産され、製造され、又は加工された農林水産物又は食品に限定するものでない事。

4 輸出促進業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものである事。

5 1から4までに掲げるもののほか、輸出促進業務を適正かつ確実に行うために必要なものとして主務省令で定める要件に適合するものであること。
(第四十三条第六項関係)

(七) その他認定農林水産物・食品輸出促進団体の業務について所要の規定を定めるものとする事。
(第四十四条から第四十八条まで関係)

(八) 支援措置

1 中小企業信用保険法の特例

認定農林水産物・食品輸出促進団体（一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛出されているものに限る。）であるものに限る。）であつて、その輸出促進業務の実施に必要な資金に係る債務の保証を受けたものについては、当該認定農林水産物・食品輸出促進団体を中小企業者とみなして、中小企業信用保険法の規定を適用するものとする事。
(第四十九条関係)

2 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例

食品等流通合理化促進機構は、認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務に必要な資金の借入れに係る債務保証等を行うことができるものとする。 (第五十条関係)

3 独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる協力

独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて、(三)の1に掲げる業務の実施に関し専門家の派遣その他の必要な協力を行うことができるものとする。 (第五十一条関係)

4 独立行政法人日本貿易振興機構の援助

独立行政法人日本貿易振興機構は、認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて、輸出促進業務の実施に必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。 (第五十二条関係)

八 その他

(一) 認定農林水産物・食品輸出促進団体に対する輸出促進業務の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けること。 (第五十七条第二項及び第六十六条関係)

(二) 六の(二)により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするものとする事。 (第六十条関係)

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 日本農林規格等に関する法律の一部改正

一 目的

法律の目的に、農林物資に関する国外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を追加すること。 (第一条関係)

二 日本農林規格の制定の対象の追加

日本農林規格の制定の対象として、酒類の生産行程（環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物として政令で定める要件を満たすもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物として政令で定める要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加工したものに係るものに限る。第四の二において「酒類生産行程」という。）を追加すること。 (第二条第二項関係)

三 外国格付の表示を付する取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者の認証

(一) 「同等性の承認」とは、外国の政府機関が、農林物資の種類ごとに、当該農林物資に係る日本農林規格による格付の制度と当該外国の格付の制度とが同等の水準にあること及び当該日本農林規格による格付が行われた農林物資について事業者が当該外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示を付することを認めることをいうものとする事。

(第二條第四項關係)

(二) 農林物資の輸出をしようとする取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者は、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資について、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、同等性の承認のある外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示であつて主務省令で定めるもの（以下「外国格付の表示」という。）を付することができ、るものとする事。

(第十二條の二關係)

(三) (二)の認証を受けた者以外が国内において外国格付の表示（当該外国の政府機関その他これに準ずるものから認証又はこれに相当するものを受けて行うものを除く。）を付することを禁止するものとする事。

(第三十七條第一項關係)

四 登録認証機関の情報提供義務

登録認証機関は、その保有する情報（登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省令で定めるものに限る。）について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければならないものとする。

（第十九条第四項関係）

五 同等性の承認を得るための施策

(一) 国は、認定農林水産物・食品輸出促進団体が農林物資の種類及び外国を指定して同等性の承認を得るための交渉を行うべき旨及びその理由を申し出た場合には、当該交渉その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第七十二条第一項関係）

(二) 国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、日本農林規格を国際標準とすることの促進等に努めなければならないものとする。

（第七十二条第二項から第四項まで関係）

六 主務大臣等

(一) 主務大臣は、農林水産大臣とするものとする。ただし、酒類に係る日本農林規格、酒類に係る

日本農林規格による格付の表示、酒類に係る認証を行う登録認証機関及び登録外国認証機関、酒類に係る認証を受けた認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証外国生産行程管理者及び認証外国小分け業者、酒類に係る外国格付の表示、指定農林物資（酒類に限る。）並びに酒類に係る日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示については、財務大臣及び農林水産大臣とするものとする。

（第七十五条第一項関係）

（二） 主務省令は、主務大臣の発する命令とするものとする。

（第七十五条第二項関係）

七 その他

（一） 所要の罰則を整備するものとする。

（第七十八条、第八十一条及び第八十三条関係）

（二） その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、その業務の遂行に支障のない範囲内で、第一の七の八の3による協力を行うことができるものとする。

（第十条第三項関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行前においても、酒類生産行程の基準を内容とする日本農林規格を制定することができ、ることとするほか、所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第八条まで関係)